

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年5月15日

【計算期間】 第4期中
（自 平成25年8月16日 至 平成26年2月15日）

【ファンド名】 S B I 日本株トリプル・ブルベアオープン
（ S B I 日本株トリプル・ブル）
S B I 日本株トリプル・ブルベアオープン
（ S B I 日本株トリプル・ベア）
（総称を「 S B I 日本株トリプル・ブルベアオープン」とします。）

【発行者名】 S B I アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 西川 卓男

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号

【事務連絡者氏名】 中村 慎吾

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号

【電話番号】 03 - 6229 - 0170

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

１【ファンドの運用状況】

SBI 日本株トリプル・ブルベアオープン（SBI 日本株トリプル・ブル）

（１）【投資状況】

平成26年３月31日現在

資産の種類	国名	時価合計 （円）	投資比率 （％）
国債証券	日本	5,999,926,800	54.97
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	4,914,588,734	45.03
合計（純資産総額）	-	10,914,515,534	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

その他の資産の投資状況

平成26年３月31日現在

資産の種類	国名	時価合計 （円）	投資比率 （％）
株価指数先物取引（買建）	日本	32,714,980,000	299.74
合計	-	32,714,980,000	299.74

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注）株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日にもっとも近い最終相場や気配等、原則に準ずる方法で評価しています。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

平成26年３月31日（直近日）現在、同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額 （円）	１万口あたり純資産額 （円）
第１計算期間末 平成23年８月15日	1,132,598,449	8,903
第２計算期間末 平成24年８月15日	2,283,313,400	7,932
第３計算期間末 平成25年８月15日	8,639,388,515	24,123
平成25年３月末日	5,009,027,630	20,426
平成25年４月末日	6,872,846,323	28,235
平成25年５月末日	7,919,370,434	26,138
平成25年６月末日	8,145,052,923	24,364
平成25年７月末日	7,961,834,011	23,515
平成25年８月末日	8,257,022,145	21,765
平成25年９月末日	9,478,677,953	27,683
平成25年10月末日	9,773,021,881	26,784
平成25年11月末日	8,846,500,541	35,029
平成25年12月末日	9,879,466,808	38,441
平成26年１月末日	10,111,447,270	28,621
平成26年２月末日	10,522,994,617	28,059
平成26年３月末日	10,914,515,534	27,963

（注）表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

決 算 期	１口あたりの分配金 （円）
第１計算期間 自 平成22年８月17日 至 平成23年８月15日	0
第２計算期間 自 平成23年８月16日 至 平成24年８月15日	0

第3計算期間 自 平成24年8月16日 至 平成25年8月15日	0
-------------------------------------	---

【収益率の推移】

期 間	収益率 (%)
第1計算期間 自 平成22年8月17日 至 平成23年8月15日	10.97
第2計算期間 自 平成23年8月16日 至 平成24年8月15日	10.91
第3計算期間 自 平成24年8月16日 至 平成25年8月15日	204.12
第4計算期間（中間期） 自 平成25年8月16日 至 平成26年2月15日	5.09

収益率は以下の数式により算出しております。

収益率（％）＝{（計算期間末の基準価額－前計算期間末の基準価額）／前計算期間末の基準価額}×100

なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額を10,000円として計算しております。

SBI 日本株トリプル・プルベアオープン（SBI 日本株トリプル・ベア）

(1) 投資状況

平成26年3月31日現在

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	1,099,958,700	63.95
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	620,136,465	36.05
合計（純資産総額）	-	1,720,095,165	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

その他の資産の投資状況

平成26年3月31日現在

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引（売建）	日本	5,220,160,000	303.48
合計	-	5,220,160,000	303.48

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注）株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日にもっとも近い最終相場や気配等、原則に準ずる方法で評価しています。

（２）運用実績

純資産の推移

平成26年３月31日（直近日）現在、同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額（円）	１万口あたり純資産額（円）
第１計算期間末 平成23年８月15日	279,320,276	7,170
第２計算期間末 平成24年８月15日	393,905,136	5,816
第３計算期間末 平成25年８月15日	950,725,417	980
平成25年３月末日	774,116,687	1,792
平成25年４月末日	705,442,064	1,245
平成25年５月末日	1,154,912,168	1,211
平成25年６月末日	709,714,622	1,073
平成25年７月末日	1,153,504,170	1,056
平成25年８月末日	889,457,040	1,069
平成25年９月末日	1,173,948,261	812
平成25年10月末日	1,481,855,759	815
平成25年11月末日	1,668,663,384	608
平成25年12月末日	1,488,040,778	540
平成26年１月末日	1,789,636,298	690
平成26年２月末日	1,737,016,920	660
平成26年３月末日	1,720,095,165	638

（注）表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

分配の推移

決 算 期	1口あたりの分配金 (円)
第1計算期間 自 平成22年8月17日 至 平成23年8月15日	0
第2計算期間 自 平成23年8月16日 至 平成24年8月15日	0
第3計算期間 自 平成24年8月16日 至 平成25年8月15日	0

収益率の推移

期 間	収益率 (%)
第1計算期間 自 平成22年8月17日 至 平成23年8月15日	28.30
第2計算期間 自 平成23年8月16日 至 平成24年8月15日	18.88
第3計算期間 自 平成24年8月16日 至 平成25年8月15日	83.15
第4計算期間（中間期） 自 平成25年8月16日 至 平成26年2月15日	23.78

収益率は以下の数式により算出しております。

収益率（％）＝{（計算期間末の基準価額－前計算期間末の基準価額）／前計算期間末の基準価額}×100

なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額を10,000円として計算しております。

2【設定及び解約の実績】

SBI 日本株トリプル・ブルベアオープン（SBI 日本株トリプル・ブル）

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済み口数は次の通りです。

期 間	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済み数量 (口)
第1計算期間 自 平成22年8月17日 至 平成23年8月15日	3,241,559,856	1,969,418,056	1,272,141,800
第2計算期間 自 平成23年8月16日 至 平成24年8月15日	5,846,249,802	4,239,908,779	2,878,482,823
第3計算期間 自 平成24年8月16日 至 平成25年8月15日	13,837,393,288	13,134,414,429	3,581,461,682
第4計算期間（中間期） 自 平成25年8月16日 至 平成26年2月15日	7,379,609,569	7,161,442,103	3,799,629,148

（注）本邦外における販売、解約の実績はありません。

第1計算期間の設定数量には当初設定数量10,000,000口を含みます。

SBI 日本株トリプル・ブルベアオープン（SBI 日本株トリプル・ベア）

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済み口数は次の通りです。

期 間	設定数量（口）	解約数量 (口)	発行済み数量 (口)
第1計算期間 自 平成22年8月17日 至 平成23年8月15日	3,945,421,453	3,555,838,861	389,582,592
第2計算期間 自 平成23年8月16日 至 平成24年8月15日	4,285,868,339	3,998,166,806	677,284,125
第3計算期間 自 平成24年8月16日 至 平成25年8月15日	37,085,935,211	28,064,403,717	9,698,815,619
第4計算期間（中間期） 自 平成25年8月16日 至 平成26年2月15日	66,712,305,572	50,235,098,229	26,176,022,962

（注）本邦外における販売、解約の実績はありません。

第1計算期間の設定数量には当初設定数量10,000,000口を含みます。

3【ファンドの経理状況】

SBI 日本株トリプル・ブルベアオープン（SBI 日本株トリプル・ブル）

- 1) 本ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに、同規則第38条の3及び同規則第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期中間計算期間（平成25年8月16日から平成26年2月15日まで）の中間財務諸表について、かえで監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

【S B I 日本株トリプル・ブルベアオープン（S B I 日本株トリプル・ブル）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第 3 期 〔平成25年 8 月15日現在〕	第 4 期中間計算期間 〔平成26年 2 月15日現在〕
資産の部		
流動資産		
金銭信託	320,700	818,266
コール・ローン	2,936,339,253	2,729,503,659
国債証券	5,999,209,800	5,999,662,900
派生商品評価勘定	604,217,470	16,551,330
未収入金	29,599,080	-
未収利息	2,413	2,243
差入委託証拠金	715,034,000	3,387,402,000
流動資産合計	10,284,722,716	12,133,940,398
資産合計	10,284,722,716	12,133,940,398
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	439,237,950	2,202,707,520
未払金	999,792,000	65,732,040
未払解約金	172,374,602	186,044,831
未払受託者報酬	1,077,559	1,489,923
未払委託者報酬	32,326,565	44,697,516
その他未払費用	525,525	531,175
流動負債合計	1,645,334,201	2,501,203,005
負債合計	1,645,334,201	2,501,203,005
純資産の部		
元本等		
元本	3,581,461,682	3,799,629,148
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	5,057,926,833	5,833,108,245
元本等合計	8,639,388,515	9,632,737,393
純資産合計	8,639,388,515	9,632,737,393
負債純資産合計	10,284,722,716	12,133,940,398

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第３期中間計算期間 自 平成24年 8 月16日 至 平成25年 2 月15日	第４期中間計算期間 自 平成25年 8 月16日 至 平成26年 2 月15日
営業収益		
受取利息	211,924	446,362
有価証券売買等損益	713,200	1,994,800
派生商品取引等損益	1,563,258,140	625,489,650
営業収益合計	1,564,183,264	627,930,812
営業費用		
受託者報酬	368,190	1,489,923
委託者報酬	11,045,635	44,697,516
その他費用	563,903	531,175
営業費用合計	11,977,728	46,718,614
営業利益又は営業損失（ ）	1,552,205,536	581,212,198
経常利益又は経常損失（ ）	1,552,205,536	581,212,198
中間純利益又は中間純損失（ ）	1,552,205,536	581,212,198
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,085,580,092	2,532,009,134
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	595,169,423	5,057,926,833
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,086,882,738	14,797,865,029
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	653,019,220	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	433,863,518	14,797,865,029
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	12,071,886,681
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	12,071,886,681
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	958,338,759	5,833,108,245

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の店頭基準気配値段等で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として主たる取引所の発表する計算日の清算値段等によっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項 目	第3期 〔平成25年8月15日現在〕	第4期中間計算期間 〔平成26年2月15日現在〕
1.計算期間の末日における受益権の総数	3,581,461,682口	3,799,629,148口
2.計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		
1口当たり純資産額	2.4123円	2.5352円
（1万口当たり純資産額）	（24,123円）	（25,352円）

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第3期中間計算期間（自 平成24年8月16日 至 平成25年2月15日）

該当事項はありません。

第4期中間計算期間（自 平成25年8月16日 至 平成26年2月15日）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第3期 〔平成25年8月15日現在〕	第4期中間計算期間 〔平成26年2月15日現在〕
1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2.時価の算定方法 有価証券（国債証券） （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 （その他の注記）の3.デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。	1.中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2.時価の算定方法 有価証券（国債証券） （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 （その他の注記）の3.デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（その他の注記）

1．元本の移動

項 目	第3期 〔平成25年8月15日現在〕	第4期中間計算期間 〔平成26年2月15日現在〕
期首元本額	2,878,482,823円	3,581,461,682円
期中追加設定元本額	13,837,393,288円	7,379,609,569円
期中一部解約元本額	13,134,414,429円	7,161,442,103円

2．有価証券関係

第3期（平成25年8月15日現在）

該当事項はありません。

第4期中間計算期間（平成26年2月15日現在）

該当事項はありません。

３．デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

区分	種類	第3期 〔平成25年8月15日現在〕				第4期中間計算期間 〔平成26年2月15日現在〕			
		契約額等（円）		時価（円）	評価損益 （円）	契約額等（円）		時価（円）	評価損益 （円）
			うち 1年超				うち 1年超		
市場 取引	株価指数先物取引 買建								
	日経平均 株価指数先物	25,979,666,000	—	26,145,840,000	164,979,520	31,031,178,000	—	28,846,290,000	2,186,156,190
	合計	25,979,666,000	—	26,145,840,000	164,979,520	31,031,178,000	—	28,846,290,000	2,186,156,190

(注) １．時価の算定方法は、個別法に基づき、原則として主たる取引所の発表する計算日の清算値段等によっております。

２．先物取引の残高表示は、契約額によっております。

３．契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

SBI 日本株トリプル・ブルベアオープン（SBI 日本株トリプル・ベア）

- 1) 本ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに、同規則第38条の3及び同規則第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期中間計算期間（平成25年8月16日から平成26年2月15日まで）の中間財務諸表について、かえで監査法人による中間監査を受けております。

【SBI 日本株トリプル・ブルベアオープン（SBI 日本株トリプル・ベア）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第 3 期 〔平成25年 8 月15日現在〕	第 4 期中間計算期間 〔平成26年 2 月15日現在〕
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	200,660,747	448,496,341
国債証券	599,968,600	1,399,926,400
派生商品評価勘定	60,264,400	270,194,070
未収利息	164	368
差入委託証拠金	130,710,000	107,340,000
流動資産合計	991,603,911	2,225,957,179
資産合計	991,603,911	2,225,957,179
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	14,564,810	31,578,590
未払金	-	199,981,800
未払解約金	21,676,841	30,549,787
未払受託者報酬	132,625	225,299
未払委託者報酬	3,978,693	6,758,892
その他未払費用	525,525	531,175
流動負債合計	40,878,494	269,625,543
負債合計	40,878,494	269,625,543
純資産の部		
元本等		
元本	9,698,815,619	26,176,022,962
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	8,748,090,202	24,219,691,326
元本等合計	950,725,417	1,956,331,636
純資産合計	950,725,417	1,956,331,636
負債純資産合計	991,603,911	2,225,957,179

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第３期中間計算期間 自 平成24年 8 月16日 至 平成25年 2 月15日	第４期中間計算期間 自 平成25年 8 月16日 至 平成26年 2 月15日
営業収益		
受取利息	54,374	69,317
有価証券売買等損益	154,950	261,600
派生商品取引等損益	448,077,040	212,421,910
営業収益合計	447,867,716	212,090,993
営業費用		
受託者報酬	85,238	225,299
委託者報酬	2,557,063	6,758,892
その他費用	562,327	531,175
営業費用合計	3,204,628	7,515,366
営業利益又は営業損失（ ）	451,072,344	219,606,359
経常利益又は経常損失（ ）	451,072,344	219,606,359
中間純利益又は中間純損失（ ）	451,072,344	219,606,359
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	166,814,360	355,197,572
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	283,378,989	8,748,090,202
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,632,025,076	46,289,805,754
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,632,025,076	46,289,805,754
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,837,831,258	61,896,998,091
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,837,831,258	61,896,998,091
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	2,773,443,155	24,219,691,326

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の店頭基準気配値段等で評価しております。
２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として主たる取引所の発表する計算日の清算値段等によっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項 目	第3期 〔平成25年8月15日現在〕	第4期中間計算期間 〔平成26年2月15日現在〕
１．計算期間の末日における受益権の総数	9,698,815,619口	26,176,022,962口
２．元本の欠損	貸借対照表上の純資産が元本総額を下回っており、その差額は8,748,090,202円であります。	中間貸借対照表上の純資産が元本総額を下回っており、その差額は24,219,691,326円であります。
３．計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額 １口当たり純資産額 （１万口当たり純資産額）	0.0980円 （980円）	0.0747円 （747円）

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第3期中間計算期間（自 平成24年8月16日 至 平成25年2月15日）

該当事項はありません。

第4期中間計算期間（自 平成25年8月16日 至 平成26年2月15日）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第3期 〔平成25年8月15日現在〕	第4期中間計算期間 〔平成26年2月15日現在〕
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 有価証券（国債証券） （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 （その他の注記）の3. デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 有価証券（国債証券） （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 （その他の注記）の3. デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（その他の注記）

1．元本の移動

項 目	第3期 〔平成25年8月15日現在〕	第4期中間計算期間 〔平成26年2月15日現在〕
期首元本額	677,284,125円	9,698,815,619円
期中追加設定元本額	37,085,935,211円	66,712,305,572円
期中一部解約元本額	28,064,403,717円	50,235,098,229円

2．有価証券関係

第3期（平成25年8月15日現在）

該当事項はありません。

第4期中間計算期間（平成26年2月15日現在）

該当事項はありません。

３．デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

区分	種類	第3期 〔平成25年8月15日現在〕				第4期中間計算期間 〔平成26年2月15日現在〕			
		契約額等（円）		時価（円）	評価損益 （円）	契約額等（円）		時価（円）	評価損益 （円）
			うち 1年超				うち 1年超		
市場 取引	株価指数先物取引								
	売建 日経平均 株価指数先物	2,900,360,000	—	2,854,530,000	45,699,590	6,028,190,000	—	5,789,320,000	238,615,480
合計		2,900,360,000	—	2,854,530,000	45,699,590	6,028,190,000	—	5,789,320,000	238,615,480

(注) １．時価の算定方法は、個別法に基づき、原則として主たる取引所の発表する計算日の清算値段等によっております。

２．先物取引の残高表示は、契約額によっております。

３．契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

（ ） 資本金の額(平成26年5月15日現在)

委託会社の資本金の額は金4億20万円です。

（ ） 発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は14万6,400株です。

（ ） 発行済株式の総数

委託会社がこれまでに発行した株式の総数は3万6,600株です。

(iv) 最近5年間における主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

現在、委託会社が運用を行っている投資信託（マザーファンドは除きます）は以下の通りです。

(平成26年3月31日現在)

ファンドの種類	本 数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	32	60,523
単位型株式投資信託	11	43,022

（３）【その他】

定款の変更

委託会社は、平成25年1月11日付で株券を不発行とする旨の定款変更を行いました。

訴訟事件その他重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

5【委託会社等の経理状況】

財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づき作成されております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期事業年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）の財務諸表について、及び中間会計期間（自平成25年4月1日至平成25年9月30日）の中間財務諸表について、優成監査法人により監査及び中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	第26期		第27期	
		(平成24年 3 月31日現在)		(平成25年 3 月31日現在)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
・流動資産					
預金		590,865		334,768	
前払費用		1,548		1,768	
未収委託者報酬		128,201		163,962	
未収運用受託報酬		11,078		3,930	
未収投資顧問料	* 2	10,531		10,865	
繰延税金資産		1,173		3,925	
その他		7,250		6,058	
流動資産合計		750,648	84.8	525,280	74.3
・固定資産					
有形固定資産					
器具備品	* 1	860		556	
リース資産		—		2,510	
有形固定資産合計		860	0.1	3,066	0.4
無形固定資産					
電話加入権		67		67	
ソフトウェア		896		1,034	
商標権		1,185		1,037	
無形固定資産合計		2,148	0.2	2,139	0.3
投資その他の資産					
投資有価証券		45,954		51,015	
関係会社株式		57,576		97,776	
長期差入保証金	* 2	26,819		26,819	
長期前払費用		1,208		708	
投資その他の資産合計		131,557	14.8	176,319	24.9
固定資産合計		134,567	15.2	181,525	25.7
資産合計		885,215	100.0	706,805	100.0

区分	注記 番号	第26期		第27期	
		(平成24年 3 月31日現在)		(平成25年 3 月31日現在)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
・流動負債					
預り金		1,841		1,646	
未払金		81,669		89,708	
(未払手数料)		(62,591)		(71,217)	
未払法人税等		6,113		42,681	
未払消費税等		2,683		5,123	
リース債務		—		630	
流動負債合計		92,307	10.4	139,791	19.8
・固定負債					
リース債務		—		2,058	
固定負債合計		—	—	2,058	0.3
負債合計		92,307	10.4	141,850	20.1
(純資産の部)					
・株主資本					
1 資本金		400,200	45.2	400,200	56.6
2 利益剰余金					
利益準備金		—		30,012	
その他利益剰余金		385,137		122,111	
繰越利益剰余金		385,137		122,111	
利益剰余金合計		385,137	43.5	152,123	21.5
株主資本合計		785,337		552,323	
・評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金		7,570		12,631	
評価・換算差額等合計		7,570	0.9	12,631	1.8
純資産合計		792,907	89.6	564,954	79.9
負債・純資産合計		885,215	100.0	706,805	100.0

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第26期			第27期		
		自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日			自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日		
		内訳	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益							
委託者報酬		601,177			701,904		
運用受託報酬		40,099			34,647		
投資顧問料		45,310	686,587	100.0	41,590	778,141	100.0
営業費用							
支払手数料		359,482			393,972		
広告宣伝費		425			290		
調査費		16,215			17,613		
(調査費)		(16,215)			(17,613)		
委託計算費		68,140			68,027		
営業雑経費		20,477			16,443		
(通信費)		(1,205)			(870)		
(印刷費)		(17,221)			(13,497)		
(協会費)		(1,446)			(1,530)		
(諸会費)		(501)			(454)		
(その他営業雑経費)		(102)	464,741	67.7	(90)	496,346	63.8
一般管理費							
給料		128,038			111,430		
(役員報酬)		(15,671)			(15,400)		
(給料・手当)		(112,366)			(96,030)		
交際費		237			130		
旅費交通費		4,438			3,359		
福利厚生費		15,270			13,164		
租税公課		2,163			2,574		
不動産賃借料		22,675			21,953		
器具備品賃借料		291			75		
消耗品費		2,210			1,503		
事務委託費		6,049			8,120		
退職給付費用		5,215			4,750		
固定資産減価償却費		946			1,503		
諸経費		4,809	192,347	28.0	5,164	173,730	22.3
営業利益			29,498	4.3		108,063	13.9
営業外収益							
受取利息		154			72		
雑収入		238	393	0.0	240	312	0.0
営業外費用							
支払利息		—			126		
雑損失		0	0	0.0	49	175	0.0
経常利益			29,891	4.4		108,201	13.9
特別損失							
関係会社株式評価損		7,309			—		
和解金		4,904	12,213	1.8	—	—	—
税引前当期純利益			17,678	2.6		108,201	13.9
法人税、住民税及び事業税			5,287	0.8		43,847	5.6
法人税等調整額			1,173	0.2		2,751	0.4
当期純利益			13,564	2.0		67,105	8.6

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第26期 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日	第27期 自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日
株主資本		
資本金		
当期首残高	400,200	400,200
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	400,200	400,200
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	—	—
当期変動額		
剰余金の配当に伴う積立て	—	30,012
当期変動額合計	—	30,012
当期末残高	—	30,012
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	371,573	385,137
当期変動額		
当期純利益	13,564	67,105
剰余金（その他利益剰余金）の配当	—	300,120
剰余金の配当	—	30,012
当期変動額合計	13,564	263,026
当期末残高	385,137	122,111
利益剰余金合計		
当期首残高	371,573	385,137
当期変動額		
当期純利益	13,564	67,105
剰余金（その他利益剰余金）の配当	—	300,120
剰余金の配当	—	30,012
当期変動額合計	13,564	263,026
当期末残高	385,137	122,111
株主資本合計		
当期首残高	771,773	785,337
当期変動額		
当期純利益	13,564	67,105
剰余金（その他利益剰余金）の配当	—	300,120
当期変動額合計	13,564	233,014
当期末残高	785,337	552,323
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	—	7,570
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,570	5,061
当期変動額合計	7,570	5,061
当期末残高	7,570	12,631
評価・換算差額等合計		
当期首残高	—	7,570
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,570	5,061
当期変動額合計	7,570	5,061
当期末残高	7,570	12,631
純資産合計		
当期首残高	771,773	792,907
当期変動額		
当期純利益	13,564	67,105
剰余金（その他利益剰余金）の配当	—	300,120
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,570	5,061
当期変動額合計	21,134	227,952
当期末残高	792,907	564,954

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

２．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。なお主な耐用年数は、器具備品 5 -15年であります。

無形固定資産

定額法によっております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

表示方法の変更

１．投資顧問料

前事業年度まで営業収益に表示しておりました「投資顧問料」は、より実態を反映させるため分類の見直しを行い、当事業年度より投資一任契約に係る報酬については「運用受託報酬」、投資顧問（助言）契約に係る報酬については「投資顧問料」としております。

この結果、前事業年度の損益計算書において「投資顧問料」に表示していた投資一任契約に係る報酬25,640千円は「運用受託報酬」として組み替えております。

それに伴い、前事業年度の貸借対照表において「未収投資顧問料」に表示していた投資一任契約にかかる未収収益8,710千円は「未収運用受託報酬」として組み替えております。

２．無形固定資産

前事業年度までソフトウェア及び商標権は「その他の無形固定資産」として一括表示しておりましたが当事業年度より表示上の明瞭性を高めるため別掲しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表における「その他の無形固定資産」のうちソフトウェアは896千円、商標権は1,185千円として組み替えております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第26期 (平成24年3月31日現在)		第27期 (平成25年3月31日現在)	
* 1	有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	* 1	有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。
	器具備品 7,975千円		器具備品 5,770千円
	合計 7,975千円		合計 5,770千円
* 2	関係会社に対する資産及び負債	* 2	関係会社に対する資産及び負債
	未収投資顧問料 10,531千円		未収投資顧問料 10,865千円
	長期差入保証金 26,765千円		長期差入保証金 26,765千円

(損益計算書関係)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

第26期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	36,600	—	—	36,600

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

第27期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	36,600	—	—	36,600

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年9月28日 臨時株主総会	普通株式	300,120千円	8,200円	平成24年10月4日	平成24年10月4日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

第26期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

第27期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

本社における複写機（器具備品）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

(金融商品関係)

第26期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資顧問料は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	590,865	590,865	—
(2) 未収委託者報酬	128,201	128,201	—
(3) 未収運用受託報酬	11,078	11,078	—
(4) 未収投資顧問料	10,531	10,531	—
(5) 投資有価証券 その他投資有価証券	45,954	45,954	—
資産計	786,630	786,630	—
(1) 未払金	81,669	81,669	—
負債計	81,669	81,669	—

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

これらの時価について、投資信託は保管受託銀行が算出する基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照下さい。

負債

(1)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	57,576
(2) 長期差入保証金	26,819

- (1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。なお、当事業年度において、投資損失引当金55,115千円の取崩し、及び、7,309千円の減損処理を行っております。
- (2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしていません。

（注3）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内
預金	590,865
未収委託者報酬	128,201
未収運用受託報酬	11,078
未収投資顧問料	10,531
合計	740,676

第27期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資顧問料は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	334,768	334,768	—
(2) 未収委託者報酬	163,962	163,962	—
(3) 未収運用受託報酬	3,930	3,930	—
(4) 未収投資顧問料	10,865	10,865	—
(5) 投資有価証券 その他投資有価証券	51,015	51,015	—
資産計	564,543	564,543	—
(1) 未払金	89,708	89,708	—
(2) リース債務	2,689	2,689	—
負債計	92,398	92,398	—

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

これらの時価について、投資信託は保管受託銀行が算出する基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照下さい。

負債

(1)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	97,776
(2) 長期差入保証金	26,819

- (1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。
- (2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内
預金	334,768
未収委託者報酬	163,962
未収運用受託報酬	3,930
未収投資顧問料	10,865
合計	513,527

（注４）リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 （千円）	1年超2年以内 （千円）	2年超3年以内 （千円）	3年超4年以内 （千円）	4年超5年以内 （千円）	5年超 （千円）
リース債務	630	657	685	714	—	—

（有価証券関係）

第26期(平成24年 3 月31日現在)

１．その他有価証券

区分	第26期 (平成24年 3 月31日現在)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表 日における 貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	38,383	45,954	7,570
小計	38,383	45,954	7,570
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	38,383	45,954	7,570

第27期(平成25年3月31日現在)

1. その他有価証券

区分	第27期 (平成25年3月31日現在)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表 日における 貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	38,383	51,015	12,631
小計	38,383	51,015	12,631
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	38,383	51,015	12,631

(デリバティブ取引関係)

第26期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第27期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第26期 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日	第27期 自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日																																
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、平成14年 7 月に退職一時金制度から確定拠出年金制度に移行するとともに、平成15年 2 月より総合設立型の厚生年金基金に加入しております。 2. 退職給付債務に関する事項 確定拠出年金制度への移行により、従来の退職給付引当金残高は全額取り崩しております。 3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>勤務費用等(注 1)</td><td>2,706千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用計</td><td>2,706千円</td></tr> <tr> <td>その他(注 2)</td><td>2,508千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>5,215千円</td></tr> </table> (注 1) 総合設立型厚生年金基金に対する拠出額 2,706千円は勤務費用に含めております。 (注 2) 「その他」は確定拠出年金に対する掛金支払額であります。 4. 厚生年金基金の年金資産の額 当社は複数事業主制度による総合設立型の厚生年金基金(関東ITソフトウェア厚生年金基金)に加入しております。同年金基金に関する事項は次の通りであります。なお、関東ITソフトウェア厚生年金基金は平成17年10月に東京都小型コンピュータソフトウェア産業厚生年金基金から名称変更しております。 (1) 制度全体の積立状況に関する事項（平成23年 3 月 31日現在） <table> <tr> <td>年金資産</td><td>171,944,542千円</td></tr> <tr> <td>年金財政計算上の給付</td><td></td></tr> <tr> <td>債務</td><td>172,108,284千円</td></tr> <tr> <td>差引額</td><td>163,741千円</td></tr> </table> (2) 制度全体に占める当社の加入員数割合（平成23年 3 月31日現在） 当社の加入員数割合 0.02% (3) 補足説明 上記の差引額 163,741千円の内訳は、平成23年度不足金11,653,370千円、別途積立金14,983,213千円及び資産評価調整額3,493,584千円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であります。	勤務費用等(注 1)	2,706千円	退職給付費用計	2,706千円	その他(注 2)	2,508千円	合計	5,215千円	年金資産	171,944,542千円	年金財政計算上の給付		債務	172,108,284千円	差引額	163,741千円	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項 同左 3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>勤務費用等(注 1)</td><td>2,408千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用計</td><td>2,408千円</td></tr> <tr> <td>その他(注 2)</td><td>2,342千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>4,750千円</td></tr> </table> (注 1) 総合設立型厚生年金基金に対する拠出額 2,408千円は勤務費用に含めております。 (注 2) 「その他」は確定拠出年金に対する掛金支払額であります。 4. 厚生年金基金の年金資産の額 当社は複数事業主制度による総合設立型の厚生年金基金(関東ITソフトウェア厚生年金基金)に加入しております。同年金基金に関する事項は次の通りであります。なお、関東ITソフトウェア厚生年金基金は平成17年10月に東京都小型コンピュータソフトウェア産業厚生年金基金から名称変更しております。 (1) 制度全体の積立状況に関する事項（平成24年 3 月 31日現在） <table> <tr> <td>年金資産</td><td>186,189,698千円</td></tr> <tr> <td>年金財政計算上の給付</td><td></td></tr> <tr> <td>債務</td><td>186,648,697千円</td></tr> <tr> <td>差引額</td><td>458,998千円</td></tr> </table> (2) 制度全体に占める当社の加入員数割合（平成24年 3 月31日現在） 当社の加入員数割合 0.02% (3) 補足説明 上記の差引額458,998千円の内訳は、平成24年度不足金13,412,115千円、別途積立金3,329,843千円及び資産評価調整額 9,623,273千円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であります。	勤務費用等(注 1)	2,408千円	退職給付費用計	2,408千円	その他(注 2)	2,342千円	合計	4,750千円	年金資産	186,189,698千円	年金財政計算上の給付		債務	186,648,697千円	差引額	458,998千円
勤務費用等(注 1)	2,706千円																																
退職給付費用計	2,706千円																																
その他(注 2)	2,508千円																																
合計	5,215千円																																
年金資産	171,944,542千円																																
年金財政計算上の給付																																	
債務	172,108,284千円																																
差引額	163,741千円																																
勤務費用等(注 1)	2,408千円																																
退職給付費用計	2,408千円																																
その他(注 2)	2,342千円																																
合計	4,750千円																																
年金資産	186,189,698千円																																
年金財政計算上の給付																																	
債務	186,648,697千円																																
差引額	458,998千円																																

(税効果会計関係)

第26期 平成24年3月31日現在	第27期 平成25年3月31日現在																																
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>電話加入権</td><td>510千円</td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価損</td><td>19,872</td></tr> <tr> <td>関係会社株式評価損</td><td>22,248</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>1,174</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>43,804</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>42,631</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>1,173</td></tr> </table>	繰延税金資産		電話加入権	510千円	投資有価証券評価損	19,872	関係会社株式評価損	22,248	その他	1,174	繰延税金資産小計	43,804	評価性引当額	42,631	繰延税金資産合計	1,173	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>電話加入権</td><td>510千円</td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価損</td><td>22,570</td></tr> <tr> <td>関係会社株式評価損</td><td>22,248</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>3,926</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>49,255</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>45,330</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>3,925</td></tr> </table>	繰延税金資産		電話加入権	510千円	投資有価証券評価損	22,570	関係会社株式評価損	22,248	その他	3,926	繰延税金資産小計	49,255	評価性引当額	45,330	繰延税金資産合計	3,925
繰延税金資産																																	
電話加入権	510千円																																
投資有価証券評価損	19,872																																
関係会社株式評価損	22,248																																
その他	1,174																																
繰延税金資産小計	43,804																																
評価性引当額	42,631																																
繰延税金資産合計	1,173																																
繰延税金資産																																	
電話加入権	510千円																																
投資有価証券評価損	22,570																																
関係会社株式評価損	22,248																																
その他	3,926																																
繰延税金資産小計	49,255																																
評価性引当額	45,330																																
繰延税金資産合計	3,925																																
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td></td><td>(%)</td></tr> <tr> <td>法定実効税率</td><td>40.69%</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>永久差異による影響</td><td>0.55%</td></tr> <tr> <td>評価性引当金の増減</td><td>20.08%</td></tr> <tr> <td>税率変更による繰延税金の修正差額</td><td>0.47%</td></tr> <tr> <td>住民税均等割</td><td>1.64%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>23.27%</td></tr> </table>		(%)	法定実効税率	40.69%	(調整)		永久差異による影響	0.55%	評価性引当金の増減	20.08%	税率変更による繰延税金の修正差額	0.47%	住民税均等割	1.64%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.27%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。																
	(%)																																
法定実効税率	40.69%																																
(調整)																																	
永久差異による影響	0.55%																																
評価性引当金の増減	20.08%																																
税率変更による繰延税金の修正差額	0.47%																																
住民税均等割	1.64%																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.27%																																
3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産の金額の修正 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成24年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算（ただし、平成25年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.69%から、回収が見込まれる期間が平成25年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.01%、平成27年4月1日以降のものについては35.64%にそれぞれ変更されております。 その結果、繰延税金資産の金額が82千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が82千円増加しております。	3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産の金額の修正 該当事項はありません。																																

（セグメント情報）

第26期 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日	第27期 自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日
1. セグメント情報 当社の事業は、投資運用業及び投資助言葉の単一セグメントであるため、記載を省略しております。 2. 関連情報 (1) 製品及びサービスごとの情報 単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 (2) 地域ごとの情報 売上高 本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。 有形固定資産 本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。 (3) 主要な顧客ごとの情報 外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。 3. 報告セグメントごとの減損損失に関する情報 該当事項はありません。 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。	1. セグメント情報 同左 2. 関連情報 (1) 製品及びサービスごとの情報 同左 (2) 地域ごとの情報 売上高 同左 有形固定資産 同左 (3) 主要な顧客ごとの情報 同左 3. 報告セグメントごとの減損損失に関する情報 同左 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 同左 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 同左

(関連当事者情報)

第26期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBIホールディングス株式会社	東京都港区	81,664	グループの 統括・運営	(被所有) 直接 90%	サービスの提供 役員の兼任	事務所等 の賃借	22,675	長期差 入保証 金	26,765

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 事務所等の賃貸については、一般的取引条件と同様に決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	SBIファンド マネジメントカンパニーエス エー	ルクセンブルグ 大公国：ルク センブルグ	120	ファンドの 管理会社	(所有) 直接 100%	管理会社に対する ファンドに関する 投資助言業務 役員の兼任	投資顧問 料の受取	45,310	未収投 資顧問 料	10,531

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 投資顧問料の料率については、市場の実勢料率を勘案して合理的に決定しております。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の
子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社 の子会社	株式会社 SBI証券	東京都 港区	47,937	ブローカ レッジ&イ ンベストメ ントバンキ ング事業	なし	当社投信商品の販 売	販売代行 手数料の 支払い	164,982	未払 手数料	27,345

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 販売代行手数料の支払料率については、一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

SBIホールディングス株式会社（株式会社東京証券取引所 市場第一部）

第27期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	SBIファンド マネジメントカン パニーエス エー	ルクセンブル グ大公国：ル クセンブルグ	88	ファンドの 管理会社	(所有) 直接 100%	管理会社に対する ファンドに関する 投資助言業務 役員の兼任	投資顧問 料の受取	41,590	未収投資顧問 料	10,865

（注）１．上記金額には消費税等は含まれておりません。

２．投資顧問料の料率については、市場の実勢料率を勘案して合理的に決定しております。

３．SBIファンドマネジメントカンパニーエスエーは平成24年6月28日に減資及び増資を行っております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

モーニングスター株式会社（大阪証券取引所 ジャスダック市場）

(1株当たり情報)

	第26期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	第27期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
1株当たり純資産額	21,664円14銭	15,435円92銭
1株当たり当期純利益	370円60銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	1,833円48銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第26期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	第27期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
当期純利益(千円)	13,564	67,105
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	13,564	67,105
期中平均株式数(株)	36,600	36,600

(重要な後発事象)

第26期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

第27期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務諸表

中間貸借対照表

科 目	注記 番号	第28期中間会計期間 (平成25年 9 月30日)	
		金 額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)			
・ 流動資産			
現金及び預金		344,190	
前払費用		3,365	
未収委託者報酬		191,650	
未収運用受託報酬		3,403	
未収投資顧問料		10,684	
繰延税金資産		2,705	
その他		8,296	
流動資産合計		564,295	75.3
・ 固定資産			
1 有形固定資産	* 1		
器具備品		2,735	
有形固定資産合計		2,735	0.4
2 無形固定資産			
電話加入権		67	
ソフトウェア		838	
商標権		1,292	
無形固定資産合計		2,198	0.3
3 投資その他の資産			
投資有価証券		55,622	
関係会社株式		97,776	
長期差入保証金		26,819	
投資その他の資産合計		180,217	24.0
固定資産合計		185,150	24.7
資産合計		749,446	100.0

科 目	注記 番号	第28期中間会計期間 (平成25年 9 月30日)	
		金 額(千円)	構成比(%)
(負債の部)			
・ 流動負債			
預り金		613	
未払金		94,846	
(未払手数料)	* 2	(80,548)	
未払法人税等		29,488	
未払消費税等	* 3	4,750	
リース債務		644	
流動負債合計		130,341	17.4
・ 固定負債			
リース債務		1,733	
固定負債合計		1,733	0.2
負債合計		132,075	17.6
(純資産の部)			
・ 株主資本			
1 資本金		400,200	53.4
2 利益剰余金			
利益準備金		30,012	
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		169,921	
利益剰余金合計		199,933	26.7
株主資本合計		600,133	80.1
・ 評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		17,238	
評価・換算差額等合計		17,238	2.3
純資産合計		617,371	82.4
負債・純資産合計		749,446	100.0

[次へ](#)

中間損益計算書

科 目	注記番号	第28期中間会計期間 自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日		
		内 訳（千円）	金 額（千円）	百分比（%）
・ 営業収益	* 1			
委託者報酬		420,772		
運用受託報酬		13,783		
投資顧問料		22,003	456,560	100.0
・ 営業費用		280,050		
・ 一般管理費		99,050	379,100	83.0
営業利益			77,459	17.0
・ 営業外収益			25	0.0
・ 営業外費用			53	0.0
経常利益			77,430	17.0
税引前中間純利益			77,430	17.0
法人税、住民税及び事業税			28,401	6.2
法人税等調整額			1,219	0.3
中間純利益			47,809	10.5

重要な会計方針

1．資産の評価基準及び評価方法	有価証券 (1) 関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 (2) その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法
2．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法によっております。なお、主な耐用年数は、器具備品5～15年であります。 (2) 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 （会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更） 当社では、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、従来定率法を採用していましたが、親会社の連結決算上の会計処理と統一するため、当期首より定額法に変更しております。 これらの変更による当中間決算期の損益に与える影響は軽微であります。
3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税及び地方消費税の会計処理 税抜方式によっております。

〔表示方法の変更〕

無形固定資産

前中間会計期間までソフトウェア及び商標権は「その他の無形固定資産」として一括表示していましたが当中間会計期間より表示上の明瞭性を高めるため別掲しております。

この結果、前中間会計期間末の貸借対照表における「その他の無形固定資産」のうちソフトウェアは1,230千円、商標権は1,148千円として組み替えております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第28期中間会計期間 (平成25年9月30日)	
* 1 . 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	
器具備品	6,101千円
合計	6,101千円
* 2 . 未払金の内訳科目として未払手数料を表示しております。	
* 3 . 消費税及び地方消費税の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。	

(中間損益計算書関係)

第28期中間会計期間 自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日	
* 1 . 減価償却実施額	
有形固定資産	331千円
無形固定資産	331千円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産 本社におけるプリンタ複合機であります。

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（金融商品関係）

第28期中間会計期間（平成25年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	344,190	344,190	—
(2) 未収委託者報酬	191,650	191,650	—
(3) 未収運用受託報酬	3,403	3,403	—
(4) 未収投資顧問料	10,684	10,684	—
(5) 投資有価証券 その他投資有価証券	55,622	55,622	—
資産計	605,550	605,550	—
(1) 未払金	94,846	94,846	—
負債計	94,846	94,846	—

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は保管受託銀行が算出する基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照下さい。

負債

(1) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
(1) 関係会社株式	97,776
(2) 長期差入保証金	26,819

(1) 関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

（有価証券関係）

第28期中間会計期間（平成25年9月30日）

その他有価証券で時価のあるもの

区分	第28期中間会計期間 (平成25年9月30日)		
	取得原価 (千円)	中間貸借 対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	38,383	55,622	17,238
小計	38,383	55,622	17,238
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	38,383	55,622	17,238

（セグメント情報等）

第28期中間会計期間 自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日	
1.セグメント情報	当社の事業は、投資運用業及び投資助言業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。
2.関連情報	
(1)製品及びサービスごとの情報	単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
(2)地域ごとの情報	
売上高	本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。
有形固定資産	本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。
(3)主要な顧客ごとの情報	外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。
3.報告セグメントごとの減損損失に関する情報	該当事項はありません。
4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報	該当事項はありません。
5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報	該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

項 目	第28期中間会計期間 自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日
1 株当たり純資産額	16,868円07銭
1 株当たり中間純利益	1,306円28銭

(注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 . 1 株当たり純資産の算定上の基礎は次のとおりであります。

項 目	第28期中間会計期間 (平成25年 9 月30日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額（千円）	617,371
普通株式に係る純資産額（千円）	617,371
差額の主な内訳（千円）	—
普通株式の発行済株式数（株）	36,600
1 株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数（株）	36,600

3 . 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

項 目	第28期中間会計期間 自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日
中間純利益（千円）	47,809
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式にかかる中間純利益（千円）	47,809
期中平均株式数（株）	36,600

独立監査人の中間監査報告書

平成26年4月1日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

かえで監査法人

指定社員

公認会計士 山下章太

印

業務執行社員

指定社員

公認会計士 佐武 伸

印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSBI日本株トリプル・プルベアオープン（SBI日本株トリプル・プル）の平成25年8月16日から平成26年2月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SBI日本株トリプル・プルベアオープン（SBI日本株トリプル・プル）の平成26年2月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年8月16日から平成26年2月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成26年4月1日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

かえで監査法人

指定社員

公認会計士 山下章太

印

業務執行社員

指定社員

公認会計士 佐武 伸

印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSBI日本株トリプル・プルベアオープン（SBI日本株トリプル・ベア）の平成25年8月16日から平成26年2月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SBI日本株トリプル・プルベアオープン（SBI日本株トリプル・ベア）の平成26年2月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年8月16日から平成26年2月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年 6 月13日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会

御中

優成監査法人

指定社員
業務執行社員
公認会計士
鶴見 寛

指定社員
業務執行社員
公認会計士
小松 亮一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月17日

SBIアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 公認会計士 鶴見 寛
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小松 亮一
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。